

## 住宅型有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について

### 1 勤務時間の区分

- 介護保険事業者は、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななくてはなりません。
- 同一敷地内において、いくつかの事業所が併設されている場合にあっても、それぞれの事業所ごとに従業者の勤務時間を区分し、勤務表を作成する必要があります。住宅型有料老人ホーム等が併設されている場合も同様です。

### 2 勤務時間の整理

- 当該事業所に勤務している時間かどうかは職員の勤務の実態により判断することとなります。例えば、有料老人ホーム等の夜勤職員の配置をもって、訪問介護事業所の勤務時間とすることはできません。
- 当該夜勤職員が訪問介護を実施する場合には、訪問介護に直接関係する時間（訪問介護サービスを提供し、サービス提供記録をつける等）を、訪問介護事業所の勤務時間として整理してください。これ以外の時間帯については、有料老人ホーム等の業務に当たっている時間となります。
- また、日中の時間帯についても、有料老人ホーム等の業務に当たる職員が訪問介護事業所の従業者を同時並行的に兼務している場合は、訪問介護に直接関係する時間のみを、訪問介護事業所の勤務時間として整理してください。
- なお、時間帯により有料老人ホーム等と訪問介護事業所で勤務時間を明確に区分できる場合には、当該時間帯により区分し整理してください。

### 3 常勤・常勤換算

- 介護保険事業所における「常勤」は、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は、32 時間）に達していることをいいます。

ただし、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に講じる所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とします。

- 同一の事業者によって併設される事業所の職務で同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれ勤務する時間数の合計が、勤務すべき時間数に達していれば常勤とみなします。住宅型有料老人ホーム等が併設される場合もこれに該当します。

- ただし、常勤換算数は、それぞれの事業所において実際に勤務した時間数を用いて算出します。
- 事業所の人員基準を満たすためには、当該事業所において実際に勤務している必要があり、常勤要件を満たすこと＝当該事業所の人員基準を満たすこととはならないことに注意してください。

(例) 常勤の職員が勤務すべき時間数が週 40 時間の有料老人ホームと訪問介護事業所、通所介護事業所が併設されている場合【訪問介護事業所の視点】

| 職種             | 有料 | 訪介   |      | 通介 | 合計 | 勤務形態・記号 |
|----------------|----|------|------|----|----|---------|
|                |    | 勤務時間 | 常勤換算 |    |    |         |
| 管理者<br>※管理業務のみ | 8  | (16) | 0.0  | 16 | 40 | 常勤兼務・B  |
| サ提責            | 0  | 40   | 1.0  | 0  | 40 | 常勤専従・A  |
| 訪問介護員          | 8  | 24   | 0.6  | 8  | 40 | 常勤兼務・B  |
| 訪問介護員          | 0  | 24   | 0.6  | 0  | 24 | 非常勤専従・C |
| 訪問介護員          | 8  | 8    | 0.2  | 8  | 24 | 非常勤兼務・D |
| 計              |    | 96   | 2.4  |    |    |         |

※訪問介護事業所の常勤換算数が 2.5 人を下回っており、人員基準欠如状態

#### 4 管理者

- 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができます。住宅型有料老人ホーム等が併設される場合もこれに該当します。  
なお、他の事業所の直接処遇業務の兼務は、基本的に認められませんので、ご留意ください。

#### 5 訪問介護事業所のサービス提供責任者

- 訪問介護事業所の人員基準で配置が必要とされている常勤のサービス提供責任者は、専従要件があるため、有料老人ホーム等の職務に従事することはできません。当該訪問介護事業所の管理者のみ兼務可能です。
- 人員基準で配置が必要とされている非常勤のサービス提供責任者又は人員基準を超えて配置されているサービス提供責任者については、サービス提供責任者として勤務していない時間帯について、有料老人ホーム等の職務に従事しても差し支えありません。ただし、この場合においてもサービス提供責任者として勤務する時間は、常勤換算で 0.5 人分を越える必要があります。